

羽曳野市固定資産税等過誤納返還金交付要綱

制 定 平成27年8月4日

羽曳野市固定資産税等過誤納金に係る返還金取扱い要綱(平成5年4月1日制定)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の瑕疵ある賦課処分による納付金のうち、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)の規定により還付することができない過誤納金(以下「還付不能金」という。)がある場合において、当該還付不能金に係る返還金(以下「返還金」という。)を交付することにより、納税者の財産上の損失を補填し、行政に対する信頼を確保し、もって税務行政の円滑な運営に資することを目的とする。

(返還金交付の根拠)

第2条 返還金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の規定に基づき交付するものとする。

(返還対象者)

第3条 返還金の交付を受けることができる者(以下「返還対象者」という。)は、還付不能金があると市長が確認した納税者とする。ただし、当該納税者が死亡している場合は、その相続人とする。

2 前項ただし書の場合において相続人が複数あるときは、市長は、相続人全員が署名押印をした相続人代表者指定届出書(様式第1号)を提出させ、相続人代表の指定を受けた者に返還金を交付する。

3 還付不能金に係る固定資産が共有物である場合の返還対象者は、当該固定資産に対する納税通知書の名宛人とする。この場合において、市長は、当該名宛人に共有者全員が署名押印をした共有固定資産代表者指定届出書(様式第2号)を市長に提出させるものとする。

4 第1項に規定する納税者が法人であって合併により消滅している場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を返還対象者とする。

- 5 市長は、第1項の規定にかかわらず、返還金が返還対象者の虚偽その他不正な手段により生じた場合又は返還金を交付することが公益上不適切と認められる場合は、返還金の交付をしないものとする。

(返還金の額)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能金相当額

(2) 還付不能金相当額に係る利息相当額

- 2 前項第1号の還付不能金相当額は、本市の過失による瑕疵ある賦課処分に基づくものであると返還対象者において立証できたもの又は市長において確認できたもののうち、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した固定資産税等(法定納期限の翌日から起算して20年を経過したものを除く。)とする。ただし、当該還付不能金の発生につき返還対象者においても過失があると認められる場合は、市長は、返還金の一部を減額することができる。
- 3 第1項第2号の利息相当額は、当該還付不能金が納付された日の翌日から、市長が返還金の交付を決定した日までの日数に応じて、当該還付不能金相当額に、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する率を乗じて得た額とする。ただし、納付日が確認できないときは各納期限の翌日を起算日とする。
- 4 返還金を算定する場合における端数計算については、法第20条の4の2第2項に規定する加算金の端数計算の例によるものとする。

(返還金の交付)

第5条 市長は、返還金の交付を受けようとする者(以下「申出者」という。)がある場合は、固定資産税等過誤納返還金交付申出書(様式第3号)により、その旨を申し出させるものとする。

- 2 前項の場合において、申出者に納期限の到来した徴収金(羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例第28号)第2条第2号に規定する徴収金をいう。)(以下「未納の徴収金」という。)があり、申出者が返還金を当該未納の徴収金に充当することを希望する場合には、前項の規定による申出と合わせて、その旨を申し出させるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申出を受けた場合は、内容を審査の上、返還金を交付するときは固定資産税等過誤納返還金交付兼充当通知書(様式第4号)によ

り、返還金を交付しないときは固定資産税等過誤納返還金不交付通知書(様式第5号)により申出者に通知する。

4 前項の固定資産税等過誤納返還金交付兼充当通知書を受けた返還対象者による返還金の請求は、固定資産税等過誤納返還金交付請求書(様式第6号)により行わせるものとする。

5 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに返還対象者に返還金を交付する。

6 市長は、申出者が第2項の規定により返還金の充当を申し出た場合であって、返還金を充当することを決定したときは、速やかに返還金を返還対象者の未納の徴収金に充当するものとする。

(返還金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により返還金の交付を受けた者がいるときは、その者から次に掲げる額の合計額を返還させるものとする。

(1) 返還金相当額

(2) 返還金相当額に係る利息相当額

2 第4条第3項の規定は、前項第2号の利息相当額に係る利率について準用する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、返還金の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前になされた返還金の交付に係る申出であって、この要綱の施行の際、市長が返還の可否を決定していないものについては、この要綱の規定による返還金の交付の申出とみなす。

相続人代表者指定届出書

年 月 日

羽曳野市長 様

相続人	印
同	印
同	印
同	印
同	印

被相続人に係る返還金を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、届出します。

記

相続人の代表者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	生 年 月 日	大・昭・平	年 月 日 (歳)
被相続人	氏 名		
	死亡時の住所		
	死亡年月日	昭・平	年 月 日
相続人	氏 名 (名 称)	被相続人 との続柄	住 所 (所 在 地)
備 考			

羽 曳 野 市 長 様

住所 _____
 申出人 _____
 氏名 _____ (印)
 納税義務者との続柄 _____ 電話 _____

固定資産税等過誤納返還金交付申出書

固定資産税等過誤納返還金の交付について、羽曳野市固定資産税等過誤納返還金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申出します。

記

1 納税義務者（登記名義人）

住 所	
氏 名	(外 名)

- ※ 納税義務者が死亡している場合は、相続人の代表者の住所、氏名を記入するとともに、別途「相続人代表者指定届出書」を提出すること。
- ※ 共有の場合は、共有の代表者の住所、氏名を記入するとともに、別途「共有固定資産代表者指定届出書」を提出すること。

2 返還金の対象となる物件及び申出理由

対象物件	区分		所在地番	地目・家屋番号	地積・床面積
	種別	土地	羽曳野市		
		家屋	羽曳野市		m ²
種別	土地	羽曳野市			m ²
		家屋	羽曳野市		m ²
申出理由					

- ※ 市の過失による瑕疵ある賦課処分であることを立証する資料等がある場合は添付すること。

3 返還金の未納の徴収金への充当

返還金を未納の徴収金(市税等)に充当することを	
希望します	希望しません

- ※ 羽曳野市の市税及び市税に係るその他の徴収金に未納額がある場合のみ、いずれかに○をすること。

様式第4号(第5条関係)

整理番号

固定資産税等過誤納返還金交付兼充当通知書

年 月 日

〒	様
---	---

羽曳野市長

右記返還金を交付(未納の徴収金に充当)することにつき、羽曳野市固定資産税等過誤納返還金交付要綱第5条第3項の規定に基づき通知します。

なお、返還金の交付を受ける場合の受取方法は、口座振込のみとなります。別紙「固定資産税等過誤納返還金交付請求書」に必要事項を記入し、押印の上、ご請求ください。(振込先は返還対象者が口座名義人となっている口座に限ります。)

◎返還金の明細

(単位：円)

年度	還付不能金相当額①	利息相当額②	返還金 ①+②
返還金額合計 ③			

充当額及びその内訳は以下のとおりです。返還金の一部をあなたの未納の徴収金に充当したときは、充当後の残額を交付いたします。返還金の全額を未納の徴収金に充当した場合は、返還金の交付はありません。

◎未納の徴収金への充当額の明細

(単位：円)

賦課	対象	税目	通知書番号 法人/指定番号	期別 月別	申告 区分	車両番号 事業年度	税額	督促 手数料	延滞金	充当日
充当金額合計 ④										

(単位：円)

返還金交付額 ③-④	
---------------	--

様式第5号(第5条関係)

固定資産税等過誤納返還金不交付通知書

年 月 日

様

羽曳野市長

印

年 月 日付けで申出のあった固定資産税等過誤納返還金の交付については、
審査の結果、次の理由で交付できないことを決定したので、羽曳野市固定資産税等過誤納
返還金交付要綱第5条第3項の規定に基づき通知します。

(理由)

固定資産税等過誤納返還金交付請求書

年 月 日

羽 曳 野 市 長 様

住 所

氏 名

印

固定資産税等過誤納返還金について、下記の金額を請求します。

記

返還金交付額 _____ 円

下記口座振込依頼書に必要事項を記入し押印してください。
 ただし法人の場合は、会社名及び代表者名を記入し、会社印及び代表者印を押印してください。

(注) 振込先口座名義人は必ず本人（通知書名宛人）に限ります。

口座振替依頼書	振込先銀行	銀行		支店
	口座名義 (カタカナ)		預金種目 口座番号	当座・普通
	氏 名 (名 称)			